（生産部の所掌事務）

第百六十三条　生産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六　（略）

十七　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

（経営・事業支援部の所掌事務）

第百六十四条　経営・事業支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十～二十八　（略）

（消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第百八十一条　消費生活課に、消費者行政専門官二人、食品アクセス推進専門官一人、食育情報専門官二人及び教育ファーム推進専門官一人を置く。

2　消費者行政専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における一般消費者の利益の保護に関し調整を要する専門の事項（食品アクセス推進専門官の所掌に属するものを除く。）についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　食品アクセス推進専門官は、地方農政局の管轄区域内における食料の円滑な入手の確保に関し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4・5　（略）

（生産部に置く課）

第百八十二条　生産部に、次の五課及び農産政策調整官一人を置く。

生産振興課

業務管理課

園芸特産課

畜産課

環境・技術課

（生産部の所掌事務）

第百六十三条　生産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六　（略）

（新設）

（経営・事業支援部の所掌事務）

第百六十四条　経営・事業支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

十一～二十九　（略）

（消費者行政専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第百八十一条　消費生活課に、消費者行政専門官二人、食育情報専門官二人及び教育ファーム推進専門官一人を置く。

2　消費者行政専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における一般消費者の利益の保護に関し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（新設）

3・4　（略）

（生産部に置く課）

第百八十二条　生産部に、次の五課及び農産政策調整官一人を置く。

生産振興課

業務管理課

園芸特産課

畜産課

生産技術環境課

（生産振興課の所掌事務）

第百八十三条　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　穀類及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（環境・技術課の所掌に属するものを除く。）。

三　農作物の作付体系の合理化に関すること（環境・技術課の所掌に属するものを除く。）。

四～九　（略）

（園芸特産課の所掌事務）

第百八十五条　園芸特産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　園芸農産物、工芸農産物、いも類及び蚕糸の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（環境・技術課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

（畜産課の所掌事務）

第百八十六条　畜産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（環境・技術課の所掌に属するものを除く。）。

二～七　（略）

（環境・技術課の所掌事務）

第百八十七条　環境・技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　環境への負荷の低減に資する農畜産物の流通及び消費の増進に関すること。

三～八　（略）

九　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

（農政調整官）

第百八十七条の六　環境・技術課に、農政調整官一人を置く。

（生産振興課の所掌事務）

第百八十三条　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　穀類及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三　農作物の作付体系の合理化に関すること（生産技術環境課の所掌に属するものを除く。）。

四～九　（略）

（園芸特産課の所掌事務）

第百八十五条　園芸特産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　園芸農産物、工芸農産物、いも類及び蚕糸の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二・三　（略）

（畜産課の所掌事務）

第百八十六条　畜産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二～七　（略）

（生産技術環境課の所掌事務）

第百八十七条　生産技術環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（新設）

二～七　（略）

（新設）

（農政調整官）

第百八十七条の六　生産技術環境課に、農政調整官一人を置く。